

## 建設業における債務保証及び保証類似行為に関する会計処理及び表示について

平成10年2月16日

日本公認会計士協会

### はじめに

1. バブル経済の崩壊により株価及び地価が下落し始めてから約6年が経過したが、依然として株価及び地価の下落は続いており、これを背景とする景気の低迷は日本経済に暗い影を落としている。この問題は、不良債権を抱えた金融機関に多大な影響を与えている一方、与信を受けている事業会社の経営にも重くのしかかっている。

2. このような環境の中で、昨今、建設業を営む上場企業（ゼネコン）のうち何社かが会社更生法の適用を申請し、会社更生法適用申請前の公表財務諸表と債権者説明会に提出された財務諸表との間の財政状態の乖離がクローズアップされた。乖離の要因として、債権者説明会に提出された財務諸表における資産の評価基準が継続企業（ゴーイング・コンサーン）を前提とした資産の評価基準と異なること及び保証債務等が負債の部に計上されていることなどが挙げられる。

3. 企業を取り巻く利害関係者にとって債務保証及び保証類似行為（保証予約及び経営指導念書等の差入れ）が企業の財務諸表に適正に反映されることは、企業の財政状態を判断する上で有用である。しかしながら、現行の実務においては、財務諸表の注記の対象となる債務保証の範囲の解釈に相違があり、債務保証損失引当金の会計処理に関する考え方にも相違がみられるため、債務保証及び保証類似行為に係る会計処理及び表示にはかなりのばらつきがみられる。

本報告は、債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関し従来必ずしも明確でなかった点を明らかにすることにより、今後の会計実務及び監査実務の改善に資するために作成したものである。

### 債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示

4. 債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示については、次のように取り扱うことが望ましい。

5. 貸借対照表への注記対象となる保証債務には、次の保証類似行為による金額を含める。

(1) 保証予約額

(2) 経営指導念書等の記載内容が債務保証又は保証予約と実質的に同一であると解釈される場合の保証相当額

6. 前項の金額の注記は、次のいずれかの方法による。

(1) 保証債務に前項(1)及び(2)の金額を含めて記載する。

(2) 保証債務に前項(1)及び(2)の金額を含めて記載し、それぞれの金額を内書として記載する。

(3) 保証債務、前項(1)、前項(2)の金額をそれぞれ別項目として記載する。

7. 主たる債務者の債務不履行の可能性が高く、かつ、主たる債務者に対する求償権の回収不能額を合理的に見積もることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

8. 主たる債務者が、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する破綻懸念先に該当するような状況になった場合には、通常、債務不履行の可能性が高くなったものと解されるから、債務保証損失引当金の計上について検討する。

9. 債務保証損失引当金の計上額は、主たる債務者の財政状態の現状、再建計画による財政状態の回復見通し、担保の処分見込額等を総合的に検討して算定する。

10. 債務保証損失引当金の金額は、主たる債務者の財政状態の変化等に対応して決算期毎に適宜見直す。また、当該引当金の金額を決算日に遡及して見直す必要のある後発事象(主たる債務者の倒産等)が発生した場合も同様である。

11. 次の場合であって、主たる債務者の債務不履行の発生によって著しく重要な損失が見込まれるときには、主たる債務者の財政状態、主たる債務者との関係内容、債務履行についての今後の見通し等を追加情報として注記する。

(1) 主たる債務者の債務不履行の可能性が高いが、主たる債務者に対する求償権の回収不能額を合理的に見積もることができない場合

(2) 主たる債務者の債務不履行の可能性がある程度予想される場合

12. 共同保証における連帯保証については、保証総額を注記する。ただし、他の共同保証人との契約等により自己の負担金額又は負担割合を注記することに合理性がある場合には、当該負担金額又は負担割合を付記することができる。

根保証については、その旨を記載し、保証極度額と期末日の保証対象債務金額を一般の債務保証と区別して注記する。ただし、根保証である旨を記載せず、保証極度額と期末日の保証対象債務金額とのうち、いずれか小さい額を一般の債務保証に含めて注記することができる。

再保証については、その旨を記載し、一般の債務保証とは区別して注記する。ただし、再保証として区分せずに一般の債務保証に含めて注記することができる。

## 解 説

### 設業特有の保証契約

13．債務保証及び保証類似行為は、一般的に親会社の子会社の借入金に対して行う場合が多いが、建設業に多く見られる特徴としては、建設会社が工事受注獲得のため、発注者の開発プロジェクト資金の借入に対して債務保証又は保証類似行為を行うこと、工事完成保証やマンションの前金保証を行うことなどが挙げられる。

また、建設業の場合、一般的に債務保証又は保証類似行為の金額が多額であること、主たる債務者の中には比較的財政基盤が弱い会社が含まれることなどの特徴も挙げられよう。

14．工事完成保証は、同業他社が受注した請負工事の完成を当該工事の発注者に保証する契約で、工事受注会社が倒産などの事由により工事を継続することができなくなった場合、工事完成保証を行った会社が工事受注会社に代わって未完成部分の工事を施工し、工事を完成させる契約である。工事完成保証の履行をした場合、工事完成までの費用を負担することとなるが、一方で会社が施工した工事については、対応する工事代金を発注者から受領するため、通常、工事代金を回収することができる。このため、建設業においては、工事完成保証を注記すべき偶発債務として実務上取り扱っていないので、ここでは取り上げていない。

また、マンションの前金保証は、マンション分譲業者が建物完成前に販売を開始し物件購入契約者から手付金を徴収する場合、不測の事態によりマンション建設が不能になったときにマンション建設の請負会社が購入契約者の手付金の返済を保証する契約である。これは他の債務保証と同様に考えることができる。このような理由から、本報告においては工事受注先への債務保証、マンションの契約手付金の返済保証については、一般の債務保証と同様に考えている。

### 保証類似行為の注記

15．保証予約や経営指導念書等の差入れを注記対象とするか否かについては、株式会社

の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（以下「計算書類規則」という。）第32条での「保証債務、（中略）その他これに準ずる債務」、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領（以下「財務諸表等規則取扱要領」という。）第146での「偶発債務とは、債務の保証、（中略）その他現実に発生していない債務で将来において当該事業の負担となる可能性のあるもの」及び財務諸表等規則取扱要領第148での「偶発債務で重要性のないものについては、注記しないことができる」等の文言の解釈に相違があるため、実務の取扱いにおいてばらつきがある。

一般的に、保証予約は保証契約の予約であって保証契約そのものではないとして注記対象としていない場合が多い。しかし、法的効力は債務保証と同じであるとして注記している事例や、主たる債務者の財政状態の悪化に伴い債務不履行の可能性が高いと判断される場合に、経済実態に着目して保証債務として注記する事例が見受けられる。

16．保証予約とは、保証契約を将来成立させることを約束する契約のことであり、債権者からの請求等があった場合に保証債務を負担する旨を契約書又は念書に記載して保証予約人から主たる債務者（予約に係る被保証人）の債権者に差し入れるものである。保証予約には、

- （1）停止条件付保証契約（一定の事由を停止条件とし、それが生じた場合、自動的に保証契約が発効する契約）
- （2）予約完結権行使型保証予約（債権者による予約完結権の行使により自動的に本契約が成立する予約契約）
- （3）保証契約締結義務型保証予約（債権者から本契約締結の請求を受けた場合、保証予約人に保証契約を締結する義務が生じる予約契約）の三つの形態がある。

17．保証予約額は、次の理由から保証債務に含めて注記することが適切であると考えている。

停止条件付保証契約は、通常、主たる債務者の財政状態が悪化した場合等一定の事由を停止条件に自動的に保証契約が発効するから、実質的に保証契約と変わるところはない。予約完結権行使型保証予約は債権者による予約完結権の一方的な行使により保証予約人の承諾なしに保証債務に切り替わるものである。保証契約締結義務型保証予約は、債権者からの申し込みがあれば保証予約人は保証契約を締結する義務を負うものであるが、債権者である金融機関等との取引関係を維持するためには、現実の問題として契約締結をせざるを得ないのが通常である。

このように保証予約は、その形態により法的効力に差異があるものの、特に主たる債務者の財政状態が悪化した場合、保証予約が保証債務になる事例が多く見受けられることから、保証予約は、保証債務に準ずる債務として取り扱うことが望ましい。

18．保証予約以外の保証類似行為として経営指導に関する念書等の差入れがある。これらは、国内金融分野では、経営指導念書、念書、覚書等の標題により、国際金融分野では、レター・オブ・アウェアネス、キープウェル・レター等の標題のもとに多用されている。したがって、本報告ではこれらを「経営指導念書等」と総称している。経営指導念書等は、一般的に子会社等が金融機関から借入れを行う際に親会社の監督責任を認めて、子会社等の経営指導を行うことを約して金融機関に差し入れる文書である。その内容は、道義的責任のみ負うもの、親子関係の保持・子会社の健全な財政状態の維持等を約束するもの、子会社の債務不履行の場合には親会社が債務保証義務・損害担保義務を負担するもの等、様々である。

経営指導念書等の差入れと保証予約との異なる点は、保証予約は将来何らかの事由で保証債務を負う可能性があるのに対し、経営指導念書等は一般的に現時点で債務保証又は保証予約と実質的に同一であるか、同一でないかのどちらかである。

19．経営指導念書等のうち、記載内容が債務保証義務又は損害担保義務を負担しているもの又は保証予約と同一であるものは、何らかの条件付きであるとはいえ、その記載内容から法的義務に基づき財務的負担を伴う可能性が生ずるので債務保証又は保証予約と同じであるといえることができる。

したがって、経営指導念書等の差入れについては実質的に債務保証又は保証予約と同一と解釈されるものに限定して注記対象とすることが適切であると考えている。

20．営業取引に付帯して、取引代金回収のため、取引相手先が行う金融取引又はリース取引に関する契約に参加し、保証又は保証類似の約定を行うことがある。また、子会社等が債務不履行になった場合、当該子会社等の債権者に対して子会社等に対する債権を買い取る旨の文書を差し入れることがある。

これらの取引は、債務保証又は保証類似行為に含まれるものと考えられる。

21．保証類似行為を注記する場合の記載方法は、利害関係者の判断に支障のない限り、会社が適切と考えるものによることができる。債務保証との経済的同質性を重視すれば、債務保証と区別せず、その中に含めて記載することになる。一方、保証類似行為であることを強調し、債務保証と法形式上の区別を重視すれば、保証債務と別掲することになり、両者の中間をとれば、保証債務合計額の内書として記載することになる。

#### 債務保証損失引当金の計上

22．引当計上の対象となる債務保証及び保証類似行為に伴う損失は、それらに係る義務の履行により発生した求償権の回収不能見込額であるから、その認識・測定は貸付金等に

ついでに貸倒引当金の認識・測定と基本的には変わらないと考えられる。したがって、貸倒引当金に関する考え方が債務保証損失引当金について援用できる。

23．主たる債務者の債務不履行の可能性が高く、かつ、求償権の行使による補填額を考慮し、回収不能額を合理的に見積もることができる場合には、当該損失見積額を債務保証損失引当金として貸借対照表の負債の部に計上することになる。

24．一般事業会社における求償権（債権）の回収可能性の判断に当たっては、適用可能であれば、銀行等金融機関が採用している資産の自己査定に基づく債権分類（正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権）を基準とした貸倒引当金等の計上の考え方を援用するのが適切であると考えている（銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」参照）。

主たる債務者が実質破綻先、破綻先に分類される場合は当然のこと、破綻懸念先に該当するような状況になった場合は、債務保証損失引当金の計上時期と計上金額を検討することが必要になろう。

25．債務保証損失引当金の計上額は、主たる債務者毎に個別に算定し、その算定に当たっては、主たる債務者の実質的な財政状態、再建計画の実現可能性、今後の業績及び資金繰りの見通し、求償権の物的担保設定状況、担保の処分見込額、親会社等による支援状況等を総合的に検討することが必要になろう。

これらの諸要因により、債務保証損失引当金の計上額には幅が生ずると思われる。

26．債務保証及び保証類似行為の会計処理と表示を損失発生の可能性に応じて記述すれば次のようになる。

（1）履行請求を受けておらず、

損失発生の可能性が低い場合

債務保証及び保証類似行為の金額を注記する。

損失発生の可能性が ほど高くないがある程度予想される場合

債務保証及び保証類似行為の金額を注記する。著しく重要な損失の発生が見込まれる場合は、当該注記に加え、追加情報を記載する。

損失発生の可能性が高い場合

ア．損失を合理的に見積もることができないとき

債務保証及び保証類似行為の金額を注記する。著しく重要な損失の発生が見込まれる場合は、当該注記に加え、追加情報を記載する。

イ．損失を合理的に見積もることができるとき

損失見積額を債務保証損失引当金として計上する。

(2) 主たる債務者の弁済不能等により債務保証又は保証類似行為に基づく履行請求を受ける状況になったにもかかわらず、債権者から請求の猶予を受けている場合には、損失を合理的に見積もり、債務保証損失引当金として計上することが必要になる。

(3) 債務保証又は保証類似行為に基づき履行請求を受けた場合には、負担すべき債務を未払金等に、求償すべき債権を未収入金等に計上し、債権についての回収不能見積額を直接控除するか、貸倒引当金に計上することになる。

なお、既に債務保証損失引当金を計上している場合、履行請求を受けたときには、債務保証損失引当金を取り崩し、負担すべき債務を計上するとともに、改めて債権（求償権）の回収可能性を検討する。

27. 本報告では、引当金の勘定科目として「債務保証損失引当金」の名称を用いているが、実務上は、「保証債務損失引当金」、「債務保証引当金」、「保証債務引当金」等の名称も用いられている。

名称の統一は今後の検討課題であるが、いずれもその内容を示していると考えられるので、これらの名称も認められると思われる。

また、財政状態の著しく悪化している子会社等に債務保証又は保証類似行為をしている場合、当該子会社等の再建又は清算の過程において、債務保証損失の他に子会社に生じた損失を加えて親会社が負担するときには、「子会社事業損失引当金」、「子会社清算損引当金」等の名称を用いて引当金の計上が行われている事例がある。このような形での引当金の計上も認められると思われる。

28. 債務保証損失引当金を計上する場合の流動・固定の区分基準については、一般の引当金と同様に、ワン・イヤー・ルールが適用される。

29. 上記の実務を適切に行うためには、債務保証又は保証類似行為の相手先明細を基礎として相手先の財政状態を定期的に調査する等の管理体制を日常的に確立しておく必要がある。また、引当金設定後の毎決算期における見直し及び引当金等の金額を決算日に遡及して見直す必要のある後発事象（主たる債務者の倒産等）かどうかを確認する場合にも、債務保証及び保証類似行為の管理体制の整備が必要となる。

#### 追加情報

30. 主たる債務者の財政状態は、一般的に債務保証又は保証類似行為をしている会社の財務諸表において開示されていない。しかしながら、主たる債務者の財政状態が債務超過等の状態になっているが、主たる債務者に対する求償権の回収不能額の合理的見積りが困難であること等により債務保証損失引当金が設定されていない場合においては、当該会社

の財務諸表を的確に判断する上で主たる債務者の財政状態に係る情報を開示することが必要かつ重要であると考えられる。

31．現行の財務諸表等規則等においては、財政状態が悪化した主たる債務者に係る財務情報の開示を求める直接的な規定はない。しかしながら、利害関係者が財務諸表で開示された情報を適切かつ十分に判断できない場合もあるので、個々に定めている注記事項のほか、利害関係者が会社の財政及び経営の状況に関して適切な判断を行えるよう、必要な注記を追加情報として記載すべきことが定められている（財務諸表等規則第8条の5、中間財務諸表規則第6条、連結財務諸表規則第15条及び計算書類規則第3条の3）。

32．第11項に該当して追加情報の記載を行う場合には、例えば次のような事項を開示することになる。

（1）主たる債務者の財政状態

大幅な債務超過、開発プロジェクトの中断等で財政状態が特殊な状況にある場合には、その概況

（2）会社と主たる債務者との関係内容

会社と主たる債務者との間の出資、役員の兼任、資金援助、営業上の取引等の関係内容

（3）主たる債務者の債務履行についての今後の見通し等

このような追加情報を注記する場合には、監査報告書においては、監査基準委員会報告書第2号（中間報告）「特記事項」に従って当該追加情報に基づき特記事項を記載することになるものと考えられる。

33．主たる債務者の財政状態等の追加情報は、原則として保証債務の注記箇所に記載する。ただし、主たる債務者が子会社等であり保証債務とは別に多額の債権や株式等を有している場合で、それらと関連付けて記載する方が適切と判断されるときには、子会社（関係会社）に対する債権等の注記箇所に記載することも考えられる。

34．主たる債務者の財政状態が債務超過等の状況にあり、著しく重要な損失ではないが相当の損失の発生が見込まれる場合にも、第11項のような情報を開示することが望ましい。この場合、主たる債務者の財政状態等を財務諸表本表の偶発債務の箇所に注記することが適切と考えられるが、利害関係者の判断を誤らせないときには、次の箇所への記載も考えられる。

（1）有価証券報告書・附属明細表における「関係会社有価証券明細表」

（2）有価証券報告書における「関連当事者との取引」

共同保証等の注記



35．保証人が複数いる共同保証の場合における連帯保証の注記についても、保証人間で取り決めた負担割合に基づく分担額を注記するケースがあり、実務上でのばらつきがみられる。

保証人が複数いる共同保証の場合における連帯保証は、保証人間で負担割合が取り決められていても、これは保証人間を拘束するだけで債権者には対抗できず、各保証人が各々当該債務全体について履行義務を有するのが原則である。

しかしながら、他の保証人の資力が十分あること等から他の保証人との契約等により自己の負担割合を記載することが合理的であると考えられる場合には、保証総額を注記した上で自己の負担金額又は負担割合を追加して注記することも認められよう。

36．根保証は継続的取引に係る債務を保証するため一定の限度額を設定し、その範囲内で保証するものである。

注記に当たっては、根保証である旨を記載し、保証極度額と期末日の保証対象債務金額を一般の債務保証と区別して記載するのが明瞭であるが、根保証である旨を記載せず、保証極度額と期末日の保証対象債務金額のいずれか小さい額を一般の債務保証に含めて記載することも認められよう。

37．再保証は裏保証とも称せられているが、主たる債務者の債務に対して行った保証人の保証について更に他の者が保証をするものである。

注記に当たっては、再保証をしている旨を記載し、一般の債務保証とは区別して注記するのが明瞭であるが、再保証も負担関係については一般の債務保証の場合と実質的に同じなので、再保証として区分注記せずに一般の債務保証に含めて注記することも認められよう。

以 上